

横浜市マンション管理組合サポートセンター事業実施要綱

制 定 まち住計第687号 平成20年1月28日

最近改正 建住再第446号 令和5年2月2日

(趣旨)

第1条 この要綱は、横浜市内に存するマンションの適正な維持管理及び良好な住環境の確保を図るため、横浜市マンション管理組合サポートセンター事業（以下「サポートセンター事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるとおりとする。

(1) マンション

二以上の区分所有者が存する建物で人の居住の用に供する専有部分のあるものをいう。

(2) マンション管理組合等

原則としてマンション管理組合（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条に規定する団体をいう。）若しくはマンション管理組合の承認を得たマンション区分所有者を含む構成者からなる検討組織で、自らマンション維持管理・建替活動を自主的に行おうとするもの。

(事業の内容)

第3条 サポートセンター事業は、マンション管理士等の専門家による相談、アドバイスやマンション管理組合同士の情報交換などを目的とした「交流会」などを開催し、マンション管理組合が抱えている様々な問題の解決を図る事業をいう。

(事業の実施方法)

第4条 サポートセンター事業は、横浜市民協働条例（平成24年6月横浜市条例第34号）第8条に定める基本原則に基づいて取り組む市民協働事業として、市とサポートセンターの運営ができる団体（以下「運営団体」という。）との協働契約により実施する。

(運営団体の要件)

第5条 運営団体は、横浜市内に事務所及び活動場所を有するマンションに関係する団体（市民活動団体、NPO、公益法人等）で、次の要件を満たすものとする。

- (1) 5人以上の会員で組織していること
- (2) 組織の運営に関する規則（規約、会則等）があること
- (3) 予算・決算を適正に行っていること
- (4) 原則として、1年以上継続して活動していること

2 運営団体はサポートセンター事業の実施に当たっては、次の行為を行ってはならない。

- (1) 営利を目的とした行為
- (2) 特定のマンション管理組合等のみが利益を受ける行為
- (3) 政治、宗教、選挙活動
- (4) その他市長が不相当と認める行為

(運営団体の選定方法)

第6条 市長は、横浜市市民協働条例第9条第1項に基づき、運営団体を公正な方法により選定する。

(運営団体の選定基準)

第7条 運営団体の選定基準は次のとおりとする。

- (1) 横浜市が指定する次の基準を満たしていること。
 - ア 交流会を原則として毎月1回以上開催すること。
 - イ 管理組合向けセミナーを原則として年2回以上開催すること。
 - ウ 一級建築士、建築設備士、一級管工事施工管理技士、第1種電気主任技術者、マンション管理士、管理業務主任者（管理業者として勤務していない場合に限る）、弁護士、司法書士、公認会計士、税理士のいずれかの資格を持ち、マンションに関する5年以上の実務経験を有する者を責任者として各交流会に配置すること。
 - エ 市民からの問い合わせの窓口となる事務局を設置すること。
 - オ 交流会等において本市施策に係る情報提供を行うこと。
- (2) 事業の付加価値等、マンション管理組合等の満足度が高まる提案があること。

(事業期間)

第8条 事業期間は、単年度を原則とする。

(サポートセンター事業の運営団体の応募)

第9条 運営団体となることを希望する団体（以下「応募団体」という。）は、事業計画書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付し、別に指定された期日までに市長に提出するものとする。

- (1) 収支予算書（第2号様式）
- (2) 団体の概要書（第3号様式）
- (3) 団体の定款、規約、会則等
- (4) 役員、会員名簿
- (5) 前年度活動報告書
- (6) 前年度収支報告書

(審査及び運営団体としての適否等)

第10条 市長は、前条の規定により提出された書類について、応募団体が事業の運営団体として適するか否かについての審査を、次の手順に基づき行う。

- (1) 市長は、運営団体の適否について、提出された書類に基づき審査を行う。
- (2) 書類審査終了後、応募者からのプレゼンテーション又は説明を受ける機会を必ず設けるものとし、不明点等をその場で確認するとともに必要な意見交換等を行うものとする。

なお、本件プレゼンテーション及び説明の機会を設ける際は、市民等から中間支援組織等の同席を求められた場合は、それを認めるものとする。

- (3) 市長は、運営団体の適否について検討し、検討結果を応募者に通知（第4号様式）し、併せて、応募書類及び運営団体の適否（最終得点を含む）の結果を公開するものとする。
- (4) 書類の提出を受けてから、運営団体の適否の決定通知を行うまでの期間は、概ね30日間とする。決定までの期間をさらに要する場合は、市長からその旨応募者に連絡するものとする。
- (5) 市長は、運営団体として適さない旨を、応募者に通知した場合、その後の応募者からの質問等に対し、説明等、誠実に対応するものとする。

(協働契約書の締結及び個人情報の保護)

第11条 前条の規定により運営団体となった者及び市長は、具体的な役割分担を協議し、事業実施にあたっての基本的事項や役割分担、個人情報保護の遵守等を明示した協働契約書を締結するものとする。

- 2 運営団体の代表者は、前項に規定する協働契約書に基づき、個人情報の保護に関する誓約書を市長に提出するものとする。
- 3 契約を締結した運営団体は、契約事項を遵守し、誠実に役割を履行しなければならない。

(横浜市の経費負担等)

第12条 横浜市の負担する事業経費は、対象事業全体で当該年度の予算額を限度とする。ただし、役割分担により横浜市が実施する役割について事務費等経費が発生する場合については、その経費を含めたものとする。

- 2 横浜市が負担する経費は、実施するサポートセンター事業に直接要する経費で、団体の人件費及び事務所の賃貸料、光熱水費等の管理費は対象としないものとする。
- 3 横浜市が負担した事業経費について、事業実施後に余剰金が発生した場合は、横浜市への返還を求めるものとする。

(変更等)

第13条 運営団体は、当該事業の内容を変更しようとするとき、又は当該事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

- 2 当該事業が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(状況報告及び調査)

第14条 市長は、当該事業の状況報告の聴取及び調査を必要に応じて行うことができる。

(実績報告)

第15条 運営団体は、当該年度の3月末日までに結果報告書（第5号様式）、その他関係書類及び収支決算書（第6号様式）に、事業経費に係る領収書その他支出を証する書類又はその写し（1件の金額が100,000円未満のものは除く）を添付して市長に提出しなければならない。

(情報公開等)

第16条 第9条の規定により提出された事業計画書について、当該事業の概要を公表することができるものとする。

- 2 選考された運営団体については、当該事業の概要及び団体の名称等について公表するものとする。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、建築局長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年1月28日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年3月3日から施行する。
(マンション管理組合サポートセンター事業運営団体審査委員会に関する運営要領の廃止)
- 2 横浜市マンション管理組合サポートセンター事業運営団体審査委員会に関する運営要領（平成27年3月31日制定）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年2月2日から施行する。

第1号様式（第9条）

横浜市マンション管理組合サポートセンター事業
事業計画書

横浜市 長

令和 年 月 日

団体名	
所在地	〒 横浜市 区
代表者 氏名	

マンション管理組合サポートセンター事業の運営団体として応募するため、次のとおり事業計画書を提出します。

【添付書類】 提出にあたっては、次の書類を必ず添付してください（必要に応じて別紙の資料を添付して差し支えありません。）。

- | | |
|-----------------|------------|
| ① 収支予算書（第2号様式） | ⑤ 前年度活動報告書 |
| ② 団体の概要書（第3号様式） | ⑥ 前年度収支報告書 |
| ③ 団体の定款、規約、会則等 | |
| ④ 役員、会員名簿 | |

※ 前年度活動報告書及び前年度収支計算書については、特に様式はありませんので、既存のものでかまいません。

※事業提案の「事業名」「団体名」「目的・概要」は、ホームページ等により公表する場合があります。また、提出された書類等については、原則として情報公開の対象となります。

1 横浜市のマンション管理組合が抱えている課題及びニーズ

第1号様式

2 サポートセンター事業の付加価値について

(1) 交流会の開催

開催場所、日時（本市が指定する基本会場と異なる開催場所の場合は、その理由及び利用者の利便性に関する説明）

(2) 従事者の質

各会場に従事する者の資格、相談経験等

第1号様式

(3) 市民満足度の向上

マンション管理組合の満足度が高まる取組等

3 運営団体の実施能力

(1) 事務局機能

事務局の場所・電話・FAX・メールアドレス・対応可能時間等

(2) 集客・広報

管理組合の交流会参加が効果的に行われる取組等

横浜市マンション管理組合サポートセンター事業
収 支 予 算 書

応募団体名

科目	金額			備考
	横浜市	団体	計	
【収入の部】				
収入合計（A）				
【支出の部】				
支出合計（B）				
当期収支差額（A）－（B）				

第4号様式（第10条）

第 号
令和 年 月 日

様

横 浜 市 長 印

横浜市マンション管理組合サポートセンター事業運営団体の審査結果について（通知）

この度は、横浜市マンション管理組合サポートセンター事業運営団体にご応募をいただき、誠にありがとうございました。

審査の結果、「横浜市マンション管理組合サポートセンター事業」運営団体として適切であると認めましたので、横浜市マンション管理組合サポートセンター事業実施要綱第10条に基づき通知します。

本事業の目的を達成するため、今後締結する協定書に基づき、市内のマンション管理組合をサポートする取組を推進されますようお願いいたします。

期間 令和 年4月1日から令和 年3月31日まで

第5号様式（第15条）

横浜市マンション管理組合サポートセンター事業
結果報告書

令和 年 月 日

横浜市 長

団体名	
所在地	〒 横浜市 区
代表者 氏名	

令和 年度の横浜市マンション管理組合サポートセンター事業の実施結果について、次のとおり報告します。

《事業実施内容》

第6号様式（第15条）

横浜市マンション管理組合サポートセンター事業
収 支 決 算 書

運営団体名

科目	金額			備考
	横浜市	団体	計	
【収入の部】				
収入合計（A）				
【支出の部】				
支出合計（B）				
当期収支差額（A）－（B）				